

(拠出型企業年金保険)

日本税理士共済会の 大型年金

—募集のご案内—

申込締切日

平成24年2月29日(水) 必着

- 5年毎に特別一時金が受取れます。
1口10万円(5年目)～100万円(25年目・30年目)
特別一時金は積立金の一部を前払いするものです。
- 月掛1口10,000円から、最高50口までお申込みいただけます。
- 税理士事務所・税理士法人の職員の方々のためには、
特別一時金・脱退一時金(または年金)をいろいろな資金
や退職金として活用することもできます。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「拠出型企業年金保険」のご加入に際しまして、ご加入者のご意向(ニーズ)に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

..... ご確認事項

この保険は、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備することを主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容(主に以下の内容)等について申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 年金の取扱内容(年金受給が可能となる時期、年金受給要件等はニーズに合致していますか)
- 一時金の取扱内容(脱退、払出等に伴う一時金は払込掛金累計額を下回ることがあります)
- 給付額表に記載の年金額・一時金額(基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更等によっては大きく変動する可能性があります)
- 掛金払込期間(払込期間はニーズに合致していますか)

- 申込方法 同封の大型年金申込用紙(白)に必要事項をご記入・ご捺印の上、日本税理士共済会宛にお送りください。
- 申込提出先 日本税理士共済会
- 加入年月日 平成24年3月1日(責任開始日)

お申し込み／お問合せは

日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL <http://www.zeirishikyosai.com>

三井一企-23-122

制度の内容と取扱い

1. 募集時期

年1回 2月(3月1日責任開始日)

2. 加入資格

日本税理士共済会会則第5条(※1)に定める会員(税理士・税理士の配偶者および使用人他)で、平成24年3月1日の年齢が満18歳以上満80歳未満の方。

●日本税理士共済会会則第7条(※2)に定める会員資格を失った場合は、当制度から脱退していただきます。

日本税理士共済会 会則より抜粋

※1 第5条 本会の会員とは、本会が実施する諸制度に加入している次の者をいう。

1. 税理士
 2. 税理士の配偶者及び使用人等並びに税理士法人の使用人
 3. 日本税理士会連合会・単位税理士会又は税理士関連団体等の使用人
- 第5条の2(省略)

※2 第7条 会員又は準会員は、次の各号のいずれかに該当し、加入する全ての制度から脱退した場合にその資格を喪失し、所定の給付を受けるほかは何らの権利を有しない。

1. 死亡したとき
2. 第5条又は第5条の2に規程する者でなくなったとき
3. 所定の負担金又は掛金を各制度に定める期間を超えて滞納したとき
4. 本会に退会の届出をしたとき

3. 掛 金

(月払)

1口月額10,000円で、お1人50口までお申込みできます。(掛金には1口につき200円の制度運営費が含まれています。)

4. 増 口

50口を限度として、毎年更新時(3月1日)に増口できます。

5. 減 口

所定の事由により減口の申し出があった場合は、1口分を除き口数単位で減口することができます。この場合、減口された口数に応じた積立金を受取れます。

【所定の事由】① 災害 ② 疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③ 住宅の取得 ④ 教育(親族の教育を含む) ⑤ 結婚(親族の結婚を含む) ⑥ 債務の弁済

6. 掛金払込中止

お取扱い出来ません。

7. 給 付

●年 金 満85歳で脱退したとき、または加入期間10年以上、満85歳未満で死亡以外の事由で脱退したとき10年確定年金を受取れます。

※年金の受取人は加入者本人となります。(加入者と掛金負担者が相違する場合、年金受取はできません。)

※万一、10年間の年金受給中に死亡されても、指定の継続受取人がその残余期間の年金を受取れます。

※遺言による継続受取人の変更はできません。

●脱退一時金 年金の受給資格を満たさず脱退したとき、もしくは年金の支払に代えて一時金を希望したとき、脱退一時金を掛金負担者が受取れます。(※脱退の場合、経過年数によっては一時金が払込掛金累計額を下回る場合があります。)

●特別一時金 払込期間中、5年毎に30年目まで右表の特別一時金をお支払いします。

この特別一時金は積立金の一部を前払いするもので、特別なプレミアムではありません。

●死亡一時金 加入者が掛金払込中に死亡されたときは、死亡一時金受取人に指定された方に、死亡一時金が給付されます。

※死亡一時金受取人は掛金負担者を指定願います。ただし、加入者が掛金負担者の場合は、掛金負担者が指定された方が死亡一時金受取人となります。指定のない場合、または指定された受取人が死亡していた場合は掛金負担者の遺族(範囲および順位は民法に定めるとおり)となります。

※死亡一時金額は脱退一時金に月払掛金1口につき10,000円(遺族年金特約保険金)を加算した金額が支払われます。

※申込書の「死亡一時金受取人氏名欄」はお申し込みの都度ご指定いただく必要があります。

※遺言による死亡一時金受取人の変更はできません。

*3年間ご請求がない場合、時効となり年金や一時金の請求権は消滅します。

8. 脱 退

次の場合は脱退としてお取扱いいたしますのでご注意ください。

●掛金を2ヶ月以上滞納したとき ●脱退の申し出があったとき ●死亡したとき ●満85歳に達したとき

9. 申込手続き

同封の「大型年金申込書」(白色)に必要な事項をご記入・ご捺印いただき、日本税理士共済会宛にお送りください。

申込書到着後、払込用紙・口座振替依頼書(新規加入の口座振替の方のみ)を送付いたします。申込書が不足の場合はコピーしてご使用ください。

10. 払込方法

掛金は右表の取扱金融機関の口座から自動振替でお支払ください。毎月11日(金融機関休業日のときは、翌営業日)に翌月分がお引落しされます。(一覽に記載されていない金融機関はお取扱いできませんのでご了承ください)

申込書受付後に「口座振替依頼書」を送付いたしますので、ご指定口座の金融機関・支店名・口座番号(ゆうちょ銀行(郵便局)の場合は通帳記号・通帳番号)、口座名義人をご記入いただき、金融機関お届け印を押印のうえ、日本税理士共済会宛にご返送ください。なお、新規・増口共に初回のお引落しは6月分(5月11日)となりますので、3月・4月・5月分は別途お送りする払込用紙でお支払いください。自動振替がご利用になれない場合は、1年間分の払込用紙をお送りしますので、ゆうちょ銀行(郵便局)の振替貯金で毎月末までに翌月分をお支払いください。

年金や一時金のお支払い制限について

- 死亡一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合、他の相続人に死亡一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払いの年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、詐欺行為があった場合、この保険契約の全部または一部は取消しとなることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行ったとき(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。

給付額表 この試算表は2口(月払2万円)の場合の給付額です。給付額は現時点のものであり、将来変動することがあります。

払込期間	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金)	特別一時金 (累計)	死亡一時金	10年確定年金 基本年金月額
5年	1,200,000円	992,140円	200,000円 (200,000円)	1,012,140円	—————
10年	2,400,000円	1,840,580円	400,000円 (600,000円)	1,860,580円	約16,120円
15年	3,600,000円	2,537,140円	600,000円 (1,200,000円)	2,557,140円	約22,220円
20年	4,800,000円	2,873,220円	1,000,000円 (2,200,000円)	2,893,220円	約25,160円
25年	6,000,000円	2,228,360円	2,000,000円 (4,200,000円)	2,248,360円	約19,520円
30年	7,200,000円	1,546,920円	2,000,000円 (6,200,000円)	1,566,920円	約13,540円

上記給付額表の金額は、今回2口(月掛金20,000円)でご加入された場合の給付額です。既にご加入いただいている場合は、上記金額と異なる場合があります。

実際にお支払いする金額は将来変動(増減)することがあります。

積立期間が10年以上でも、年金月額が1万円未満となる場合は、年金としての受給はできませんのでご注意ください。

※ 期間の計算は、平成24年3月1日から脱退した月までとします。

※ ご加入の途中でも、給付額の変更がありますとその時点から変更後の金額が適用されますのでお含みおきください。

特別一時金について

払込期間中、5年毎に30年目まで、下記の特別一時金が受取れます。

この特別一時金は積立金の一部を前払いするもので、特別なプレミアムではありません。

ご加入年数	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
特別一時金額(1口あたり)	10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	100万円

年金制度「自動振替取扱金融機関」一覧表 (例) 青森県在住の方はゆうちょ銀行(郵便局)・みちのく銀行、みずほ銀行の県内本・支店のうちから1店舗をお選びください

都道府県	取扱金融機関	都道府県	取扱金融機関
全国	ゆうちょ銀行(郵便局)	愛知	名古屋・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託
北海道	北洋・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託	三重	百五・みずほ・三菱東京UFJ・りそな
青森	みちのく・みずほ	滋賀	滋賀・みずほ・三菱東京UFJ・りそな
岩手	東北・みずほ	京都	京都・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託
宮城	東北・七十七・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託	大阪	三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・池田泉州・住友信託
秋田	秋田・みずほ	兵庫	みなと・池田泉州・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託
山形	きらやか・みずほ	奈良	南都・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託
福島	東邦・みずほ	和歌山	紀陽・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託
茨城	常陽・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな	鳥取	山陰合同・みずほ
栃木	足利・三井住友・みずほ・りそな	島根	山陰合同・みずほ
群馬	群馬・三井住友・みずほ・りそな	岡山	中国・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・住友信託
埼玉	埼玉りそな・武蔵野・群馬・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・住友信託	広島	広島・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託
千葉	京葉・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託	山口	西京・みずほ・三菱東京UFJ・住友信託・三井住友
東京	三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・東京スター・多摩信金・西武信金・青梅信金・亀有信金・東京東信金・住友信託	香川	百十四・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ
神奈川	三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・湘南信金・さがみ信金・三浦藤沢信金・住友信託	徳島	百十四・みずほ・三菱東京UFJ
新潟	第四・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託	愛媛	愛媛・みずほ・住友信託・三井住友
山梨	山梨中央・三井住友・みずほ・りそな・住友信託	高知	高知・みずほ・りそな
長野	八十二・三井住友・みずほ・りそな	福岡	西日本シティ・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託
富山	北陸・みずほ・三井住友	佐賀	十八・西日本シティ・みずほ・三井住友
福井	福井・みずほ・三井住友	長崎	十八・みずほ・三菱東京UFJ
石川	北國・北陸・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・住友信託	熊本	肥後・みずほ・三菱東京UFJ・住友信託・三井住友・りそな
岐阜	十六・大垣共立・みずほ・三菱東京UFJ・三井住友	大分	大分・みずほ・三井住友
静岡	清水・三井住友・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・住友信託	宮崎	宮崎・みずほ
		鹿児島	鹿児島・宮崎・三井住友・みずほ・住友信託
		沖縄	琉球・みずほ

税務の取扱

- **脱退一時金** 脱退一時金・特別一時金は一時所得として他の一時所得と合算され課税対象となります。
● **特別一時金** 課税対象額 = (脱退一時金 - 保険料累計額) - 50万円) × 1/2 (所得税法第34条、同法施行令第183条第2項)
- **死亡一時金** 死亡一時金は受取人が法定相続人の場合、相続税の対象となり「法定相続人数 × 500万円」までが非課税扱いとなります。
(相続税法第3条、第12条)
- **年金** 年金は雑所得として課税対象となります。
課税対象額 = その年の年金受給額 - 基本年金年額 × $\frac{\text{保険料累計額}}{\text{年金支払総額}}$ (所得税法第35条、同法施行令第183条第1項)

※ 保険料は掛金から制度運営費を除いた額です。

※ 大型年金の保険料は「生命保険料控除」の対象であり、個人年金保険料控除、および社会保険料控除には該当しません。

※ 平成23年11月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載内容と相違する場合があります。

制度の運営

この制度は、日本税理士共済会が以下の引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金額や年金受給時お約束した年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに関与した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、積立金額や年金受給時お約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(生命保険契約者保護機構 Tel 03 - 3286 - 2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)

引受保険会社 () 内は引受割合

下記の引受保険会社は各ご加入者の責任準備金額のうち、それぞれの引受割合(平成23年12月1日現在)による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は今後変更することがあります。

三井生命保険株式会社(事務幹事)(70%) 明治安田生命保険相互会社(18%) 太陽生命保険株式会社(12%)

個人情報の取扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会(保険契約者)は申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社(三井生命保険株式会社(事務幹事会社)および共同取扱会社)へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、日本税理士共済会および他の引受保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社にも提供されます。

このパンフレットは拠出型企業年金保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。
記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。